

事 務 連 絡
平成 2 6 年 9 月 1 8 日

会 員 各 位

公益社団法人 全国自治体病院協議会

地方厚生局への医薬品の購入価格妥結率の報告について

平素は当協議会事業にご協力いただきありがとうございます。

さて、表題の件につきましては26年度診療報酬改定により、200床以上の病院は、9月末時点での妥結率を10月中に報告することとなっておりますが、これに係る事務処理については遺漏なく期日までに実施くださいますようお願いのためご連絡いたします。

詳細につきましては、厚生労働省作成の資料を添付いたしますので、既にご案内のこととは存じますが、今一度ご確認ください。

公益社団法人 全国自治体病院協議会

経 営 調 査 部

TEL : 03-3261-8568

FAX: 03-3261-1845

Email: keiei@jmha.or.jp

妥結率が低い保険薬局等の適正化について (いわゆる未妥結減算)

受結率が低い保険薬局等の適正化

受結率が低い場合は、医薬品価格調査の障害となるため、毎年9月末日までに受結率が50%以下の保険薬局及び医療機関について、基本料の評価の適正化を図る。

<診療報酬>

- ◆ 許可病床が200床以上の病院において、受結率が低い場合は、初診料・外来診療料・再診料の評価を引き下げる。

(新) 初診料	209点 (受結率50%以下の場合)	〔通常：282点〕
(新) 外来診療料	54点 (受結率50%以下の場合)	〔通常：73点〕
(新) 再診料	53点 (受結率50%以下の場合)	〔通常：72点〕

<調剤報酬>

- ◆ 保険薬局において、受結率が低い場合は、調剤基本料の評価を引き下げる。

(新) 調剤基本料	31点 (受結率50%以下の場合)	〔通常：41点〕
(新) 調剤基本料の特例	19点 (受結率50%以下の場合)	〔通常：25点〕

$$\text{受結率} = \frac{\text{卸売販売業者と当該保険医療機関等との間での取引価格が定められた医療用医薬品の薬価総額 (各医療用医薬品の規格単位数量 \times 薬価を合算したもの)}}{\text{当該保険医療機関等において購入された医療用医薬品の薬価総額}}$$

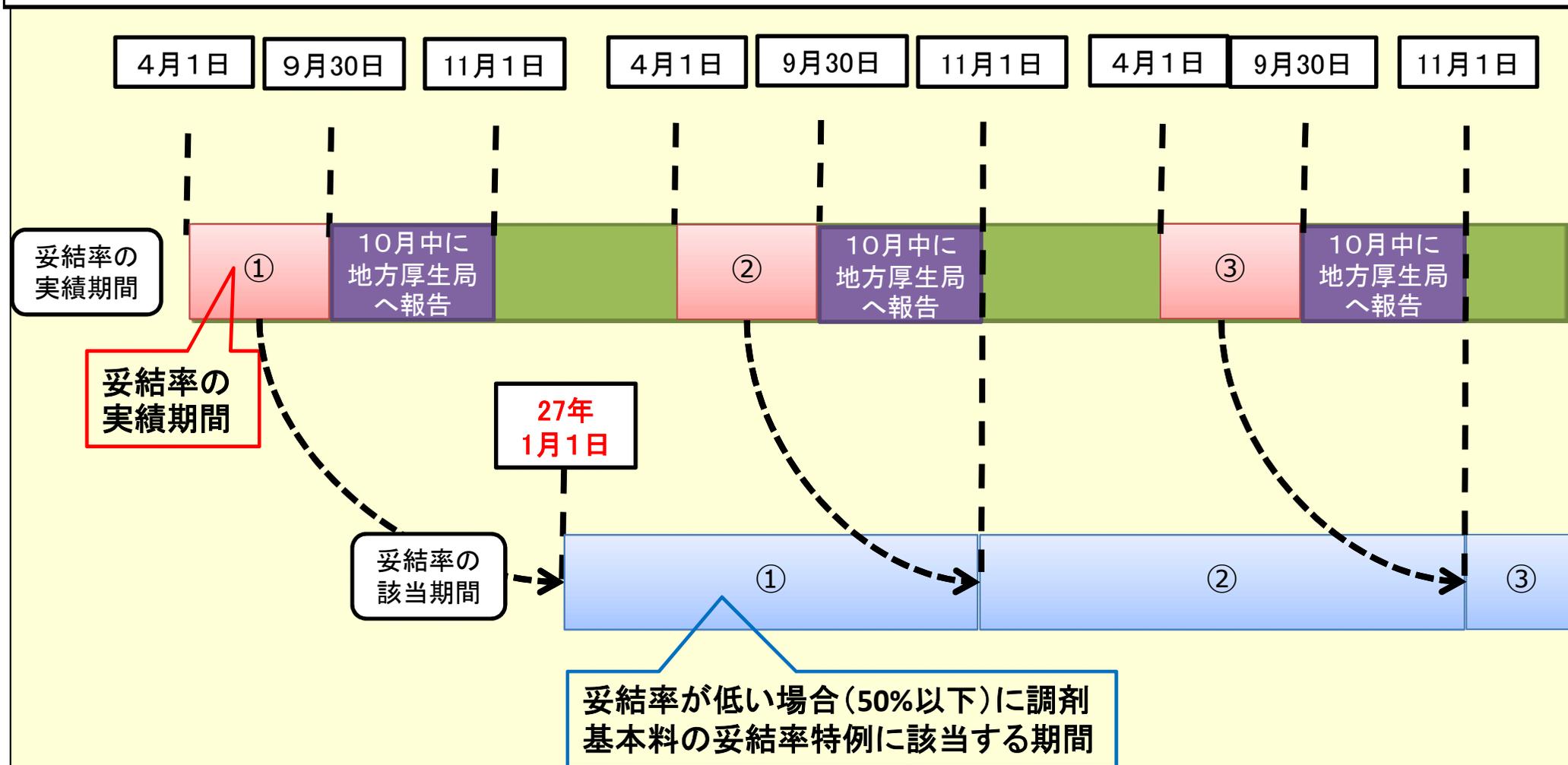
許可病床が200床以上の病院及び保険薬局においては、年に1回受結率の実績について、地方厚生局へ報告する。

価格妥結状況調査結果概要

区 分	妥結率(取引年月別)		増 減
	平成23年9月	平成25年9月	
病 院(総計)	57.9%	56.6%	▲1.3%
200床以上	51.1%	50.2%	▲0.9%
その他	82.7%	81.7%	▲1.0%
診 療 所	96.9%	96.1%	▲0.8%
(医療機関 計)	(71.7%)	(70.4%)	(▲1.3%)
チェーン薬局(20店舗以上)	62.8%	51.9%	▲10.9%
そ の 他 の 薬 局	90.8%	85.3%	▲5.5%
(保険薬局 計)	(84.1%)	(76.2%)	(▲7.9%)
総 合 計	78.1%	73.5%	▲4.6%

調査客体:一般社団法人日本医薬品卸売業連合会会員構成員企業の卸売業者

妥結率の特例の実績期間と該当期間



- 4月1日から9月30日を妥結率の実績期間とし、当該期間の妥結率の実績が基準を上回る場合には、11月1日から翌年10月31日まで妥結率が低い保険薬局とはみなされない。
- ただし、書類提出期間を踏まえ導入初年度のみ1月1日より適用とする。

医薬品卸売販売業者における価格交渉促進のための運用方針の概要

医薬品卸売販売業者の以下の行為

- ①価格提示の遅延行為
- ②価格交渉の遅延行為
- ③「妥結しなければいわゆる未妥結減算が適用される」ということを明示した交渉行為
- ④「妥結率の根拠となる資料」の提出の拒否又は遅延行為

相談窓口（経済課）への相談

事実関係の確認

改善指導

改善あり

改善なし

顛末書徴収
再指導

改善あり

改善なし

妥結へ

④の場合、妥結率の根拠資料として地方厚生支(部)局へ

公表

(別紙様式35)

妥結率に係る報告書

提出年月日 年 月 日

当該保険医療機関において購入された薬価基準に記載されている医療用医薬品の薬価総額(各医療用医薬品の規格単位数量×薬価を合算したもの)(①)	円
卸売販売業者と当該保険医療機関との間での取引価格が定められた薬価基準に記載されている医療用医薬品の薬価総額(各医療用医薬品の規格単位数量×薬価を合算したもの)(②)	円
妥結率 $(\text{②} / \text{①}) \%$	%

【 記載上の注意 】

- 1 規格単位数量とは、使用薬剤の薬価(薬価基準)別表に規定する規格単位ごとに数えた数量のことをいう。
- 2 「①」及び「②」については、平成26年4月1日から平成26年9月30日の薬価総額を平成26年10月中に報告すること。報告しない200床以上の保険医療機関は、妥結率の低い保険医療機関とみなされることに留意すること。
- 3 保険医療機関と卸売販売業者で取引価格の決定に係る契約書の写し等妥結率の根拠となる資料を添付すること。